

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
河内警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳に登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="457 510 1409 766"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>東大阪市 稲葉1丁目 627-4</td> <td>602.9 ㎡</td> <td>河内別館 敷地</td> <td>無償</td> <td>S48.12.1～ R69.12.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察本部施設課所管の際には、公有財産台帳への借用財産の登録をおこなっていた。R2.4.1付で河内警察署へ所属替えされ、公有財産台帳の借用財産の登録も引継がれていたが、その際、誤って借用財産の登録が削除されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	東大阪市 稲葉1丁目 627-4	602.9 ㎡	河内別館 敷地	無償	S48.12.1～ R69.12.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	東大阪市 稲葉1丁目 627-4	602.9 ㎡	河内別館 敷地	無償	S48.12.1～ R69.12.31										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)